



はーと なび

社団法人 全国腎臓病協議会

170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル 3F
TEL:03 (5395) 2631 FAX:03 (5395) 2831 EMAIL:sougei@zjk.or.jp

2011 年 2 月 28 日 発行

内閣府が「障害者基本法改正案」示す

2月14日に開かれた障がい者制度改革推進会議（以下「推進会議」*）において、内閣府は「障害者基本法改正案」の法案要綱案を出しました。

この要綱案は、2010年1月から始まった推進会議が、29回にわたる協議を重ねて同年12月にまとめた「障害者制度改革の推進のための第2次意見」（以下「第2次意見」）の内容を受け、政府の障害者基本法改正に関する考えを示したものです。

その内容は、障害者制度改革の前提である障害者権利条約とかけ離れているだけでなく、

「第2次意見」の内容と大きく異なり、会議の席上、「これまでの推進会議等での議論は何だったのか」などの批判や意見が各委員から相次ぐほどでした。

「第2次意見」では、改正案の「目的」の項目に、障害者が基本的人権を行使する主体であることや障害のない人と平等の権利を保障すること、そして「交通・移動」に関しても、切れ目のない交通・移送手段を確保する観点から、国や地方自治体は障害者が他の人と平等に権

利を行使できるよう環境の調整などを行う「合理的配慮」の確保が明記されています。しかし、示された要綱案では、この「合理的配慮」の記載についても、政府全体の議論が進んでいないことなどを理由に盛り込まれませんでした。

推進会議の意見に対しては、厚労省や国交省のほか、外務省や文科省からも極めて消極的な姿勢が示されています。内閣府は、この日の意見や民主党障がい者制度改革PTの意見などもふまえ、政務三役で内容を検討して3月7日にもう一度示すことにしています。

* 障がい者制度改革推進会議

- ・政府が設置した「障がい者制度改革推進本部（本部長総理大臣）」のもと、障害当事者を中心に構成し、障害者自立支援法廃止後の新たな障害者福祉サービスなど政策作りに直接参画し検討するところ。
- ・「総合福祉部会」や「差別禁止部会」などの部会を開催し、個別課題を検討しながら「障害者基本法」は今通常国会への改正法案提出を、障害を理由とする「差別禁止法（仮称）」は平成25年通常国会、「障害者総合福祉法（仮称）」は平成24年通常国会への法案提出を目指し、議論を重ねている。

「交通基本法案」を通常国会に提出予定

「交通基本法案（仮称）」が、現在会期中の第177回通常国会に提出される予定です（3月上旬）。

一部報道によれば、最大の特徴のひとつ「移動権」に関する規定は今回見送られたものの、

「国民の交通に対する基本的な需要が充足されなければならない」ことが規定され、（1）日常生活に必要不可欠な交通手段の維持と確保、（2）高齢者や障害者の円滑な移動、（3）国際競争力や地域の活力の向上、（4）地球温

暖化防止などを基本方針とし、国が住民の意見を聞きながら施策に取り組むことが明記されているようです。

昨年6月に国交省が公表した「交通基本法の制定と関連施策の充実に向けた基本的な考え方（案）」では、「交通基本法の根幹に据えるべきは『移動権』であり、ひとりひとりが健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動権を保障されるようにしていくことが、交通基本法の原点」との考えが示されていました。

しかし、その後開かれた交通政策審議会の小

委員会では、「権利内容を給付するためにはそれを裏打ちするだけの財源が必要」などの問題点が列挙され、移動権について法案に規定することは「時期尚早」との答申が出されました。

いずれにしても、交通基本法は方向性を示す枠組みにすぎません。地域実情に応じた具体的な通院手段の確保を整備していくには、同法に基づく交通基本計画の策定に、地域で生活している当事者の視点を反映させていく必要があり、今後その「地域力」が重要になってくると言えます。

国交省 運営協議会のあり方について議論スタート

有償運送の運営協議会のあり方を見直す「運営協議会における合意形成のあり方を検討する会議」が、1月21日スタートしました。

会議は、ボランティア団体等が要請している「合意の撤廃」や「不利益を被った団体等によ

る審査申し出機関及び解決調整第三者機関の設置」など、以下の内容を含め、各団体からのヒアリングを経て論点を整理し、3月から討議に入る予定です。

ボランティア団体等からの要請（概要）

1. 国交省は移動制約者を含めた移動の保障のために必要な財源を確保すべき。
2. 登録要件である「運営協議会の合意」を撤廃し、当該協議会は地域福祉交通を検討する場として再整理すべき。
3. 運営協議会において合意が得られなかった場合について、不利益を被った団体等による審査の申し出機関及び解決に向けて関係者らと調整を図る機関として第三者機関を設置すべき。
4. 対価の基準は「タクシー運賃の概ね1/2」について、多くの団体は経費が賄えず赤字が増大していることから、今後とも活動を持続していくためには、サービスの形態や成り立ちに相応した対価設定を認めるべき。
5. 利用対象者の範囲について、身体状況に加え、住環境、交通環境、介護環境、経済環境等の生活環境によって生まれる公共交通機関の利用困難者を含めるべき。

有償運送団体の実態が浮き彫りに

国交省から、自家用有償運送の現状について、全国の有償運送登録団体を対象に調査した結果（2010年9月末現在）を踏まえた実態が報告されました。

資料によれば、ボランティア送迎など自家用有償運送は、全市町村（1,750 市区町村）の約7割（1,183 市区町村）で実施されており、NPOなど有償運送登録団体数は、福祉、過疎地

自家用有償旅客運送の実施状況



有償運送が微増しているものの、全体ではほぼ横ばいとなっていました(2010年2,977団体)。

運営協議会にて合意を得るまでに要した回数は「1回」が6割以上あり、2回以上開催される場合は、合意を得るまで6ヶ月以上かかるケースが約半数を占めています。

運営協議会では、構成員の反対によって合意形成がなされない場合があります。その反対するメンバーは、タクシー事業者が一番多く70.2%を占めることも改めてわかりました。

また、ボランティアなどの運転者に対して支払われる平均対価については、一人あたり940円(時間)となっており、ほとんどの団体でい

くらかの対価が支払われていました。全くの無償ボランティアのみの団体は全体の6.5%程度でした。

登録団体の維持費用負担状況については、年間の移送費用が移送収入を上回る赤字状態になっており、年間収支率は65.4%を示していました。その赤字を介護保険事業や自治体等からの補助金、寄付金などで工面している姿が今回改めて浮き彫りになりました。

資料の詳細については、こちらのサイト(www.mlit.go.jp/common/000135735.pdf)でご覧になることができます。

各地のトピックス

倉敷市が福祉有償運送団体に助成金交付(岡山)

倉敷市内で活動中の福祉有償運送団体に対し、法人市民税均等割相当額が助成されることが決まりました。対象となるのは、法人市民税均等割のみ課税された法人で、法人市民税均等割相当(上限5万円)です。

市内には複数の福祉有償運送団体がありま

すが、以前から有償運送が課税対象事業とみなされ、法人市民税が大きな負担になっていました。厳しい運営状況下にある団体が多く、かねてから市議会に対してその支援策を要請していました。

事務局 より

透析施設移送サービス 調査結果から(速報)

全腎協通院介護対策委員会は、2010年夏、病院患者会が組織されている全国の透析施設に対して行った「血液透析患者の通院送迎実施状況に関する調査」結果を、2月に開かれた第91回通常理事会で報告しました。

調査結果からは、送迎にかかる経費捻出は厳しくても、何とか送迎サービスは維持しようとする透析施設の姿が浮かびあがってきました。

今後、年度内の「最終報告書」発行に向け、準備が進められる予定です。



(速報結果の一部)

- ・ 透析施設の約6割が送迎を実施。その9割が「無料」。
- ・ 7割の透析施設が独自送迎を行い、経費捻出が「厳しい」「限界」施設が、「吸収可能な範囲」施設に拮抗する割合。
- ・ 通院困難者の増加が指摘される中、送迎サービスを今後「拡大」予定施設は1割強。
- ・ 透析施設が送迎サービス実施の有無を判断するポイントは、運転手などの「人員」や「経費」、患者間同士の「公平性」。また、患者の身体状況以外に「通院距離」、「家族介護」状況、「交通手段」の有無、「経済状況」も通院支援のポイントに。